

(仮称) あさひかわ男女共同参画プラン策定の概要

1 背景

本市では、「男女共同社会基本法」に定める基本計画と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」に定める基本計画を個別に策定してきたが、その後、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」といった関係法令が施行され、それぞれに市町村計画の策定を努力義務としている。

2 目的

令和7年度に第2次あさひかわ男女基本計画の中間見直しを控えていることから、男女共同参画に係る施策を計画段階から包括的に管理・運営し、より効果的に推進するため、関連計画である「第2次あさひかわ男女共同参画基本計画」と「第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を統合し、(仮称)あさひかわ男女共同参画プランを策定する。

3 プランの位置付け

(1) 現行計画の位置付け

第2次あさひかわ男女共同参画基本計画

- ① 旭川市男女平等を実現し男女共同を推進する条例に定める基本計画
- ② 男女共同参画社会基本法に定める市町村計画
- ③ 女性活躍推進法に定める市町村推進計画

第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

- ① 配偶者暴力防止法に定める市町村基本計画
- ② 困難女性支援法に定める市町村基本計画

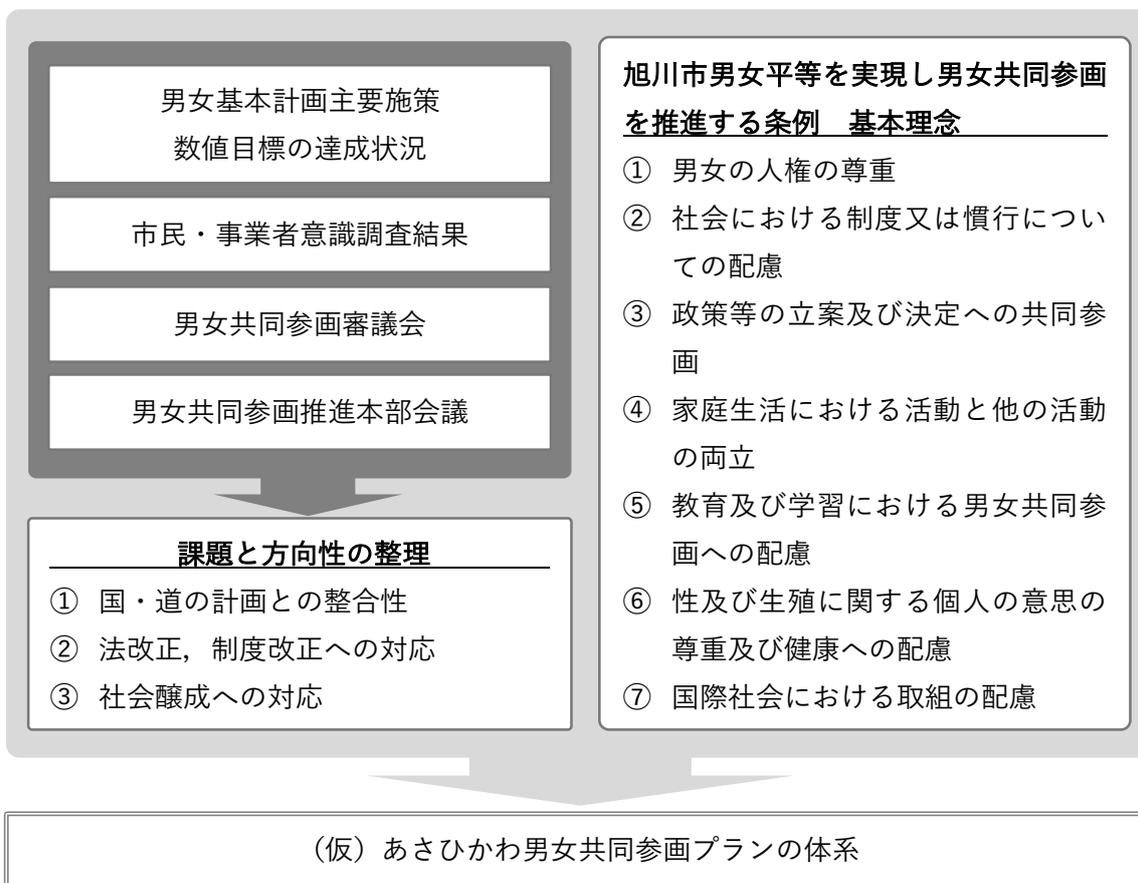
(2) プランの位置付け

(仮称) あさひかわ男女共同参画プラン

- ① 旭川市男女平等を実現し男女共同を推進する条例に定める基本計画
- ② 男女共同参画社会基本法に定める市町村計画
- ③ 配偶者暴力防止法に定める市町村基本計画
- ④ 女性支援法に定める市町村基本計画

※女性活躍推進法は令和7年度末までの時限立法のため現時点では含まない。

4 策定の基本的な考え方



5 策定スケジュール（詳細資料3参照）

令和6年7～9月	男女共同参画に関する意識調査（市民/事業者）の実施
令和7年 2月	男女共同参画プラン 方針の作成
令和7年 4月	男女共同参画プラン 素案の作成
令和7年5～7月	男女共同参画プラン案への各種意見聴取 <ul style="list-style-type: none">・男女共同参画審議会への諮問・男女共同参画団体との意見交換・関係機関との意見交換・庁内照会・男女共同参画推進本部会議
令和7年 7月	パブコメ実施
令和7年 10月	男女共同参画審議会からの答申
令和7年 11月	男女共同参画推進本部会議
令和7年 12月	プラン策定 ※令和8年4月1日施行